

旧спリアス規格の無線設備への対応について

unnecessary電波(不要電波)をできる限り低減させるため、平成17年に無線設備のспリアス発射の強度について、許容値の改正が行われました。

旧спリアス規格の無線設備は、使用期限が平成34年11月30日と定められていて、期限を越えてご利用できなくなります。

新спリアス規格に適合させるため、以下の対応が必要になります。

- ◆ 新спリアス規格の無線設備への買い換え
- ◆ 旧спリアス規格の無線設備にあつては、新спリアス規格への適合性の確認を受ける。

詳細は、総務省の電波利用ホームページをご覧ください

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>

◎ ご不明な点は、メーカー、最寄の販売店等にご相談ください。

背景

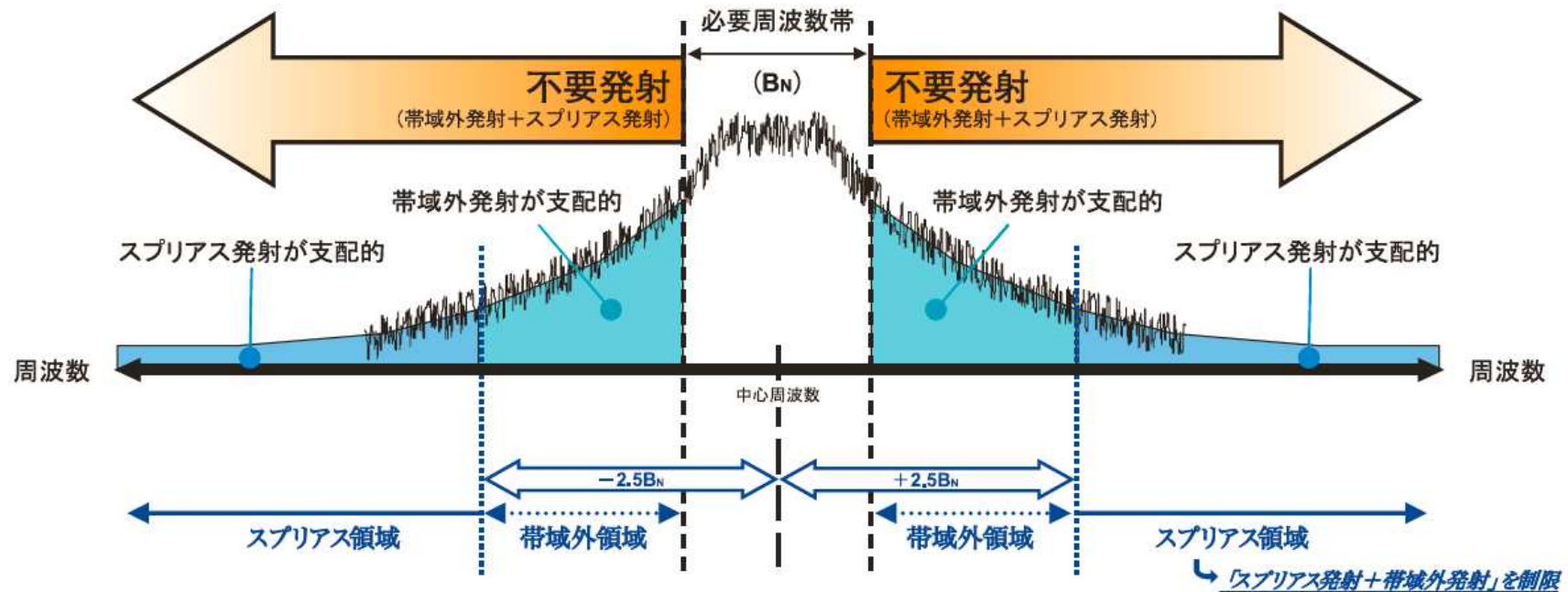
unnecessary radio waves (unnecessary radio waves) can be reduced as much as possible, in order to maintain the radio wave utilization environment, improve and promote the use of radio waves. For this purpose, the World Radio Conference (WRC: World Radio Conference) has revised the radio regulations (RR: Radio Regulations) regarding the permissible values of the strength of spurious emissions of radio equipment. In Japan, this was implemented in 2003 (ITU-R Recommendation SM.329-10) and, in 2015, the relevant orders and regulations were revised*1. After that, in 2017, measures to extend the validity of the measures for 10 years, etc. were implemented*2.

※1 主な改正内容

- ・旧スプリアス機器の免許・工事設計の変更等は平成19年11月30日までに限る。
- ・旧スプリアス機器について、平成34年11月30日まで旧スプリアス規格で再免許が可能。
- ・経過措置は平成19年11月30日まで 等

※2 主な改正内容

- ・旧スプリアス機器の免許・工事設計の変更等は平成29年11月30日まで。 等



過去の経過措置

①再免許・登録手続

平成17年12月1日(施行日)

平成29年11月30日

平成34年11月30日



平成19年11月30日(無線設備規則第48条に規定するレーダーは平成24年11月30日)までに製造された無線機器については、平成29年11月30日まで旧規則に基づく免許等若しくは予備免許又は無線設備の工事設計の変更を行うことが可能。

旧規則に基づく無線局機器で免許(登録)を受けている場合は、平成34年11月30日まで旧規則の無線設備の条件の運用が可能。

②技術基準適合証明・工事設計認証の効力

平成17年12月1日(施行日)

平成19年11月30日



平成19年11月30日までは、旧規則に基づく技術基準適合証明等を受けることが可能。

旧規則に基づく技術基準適合証明等の効力は、平成34年11月30日まで有効。

③型式検定合格機器の効力

平成17年12月1日(施行日)

平成19年11月30日



平成19年11月30日までは、旧規則に基づく型式検定等を受けることが可能。

旧規則に基づく検定の合格の効力は、平成29年11月30日まで有効。ただし、平成29年11月30日より前に設置された機器は、その機器の設置が継続する限り、検定合格の効力が有効。

新スプリアス規格を満たす無線設備への対応

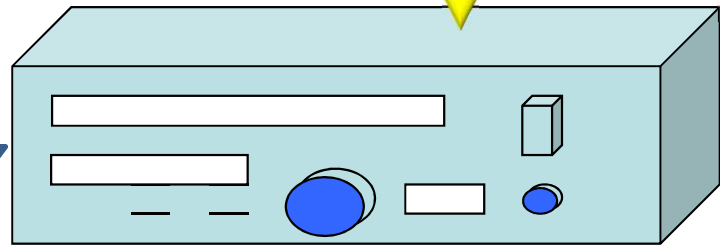
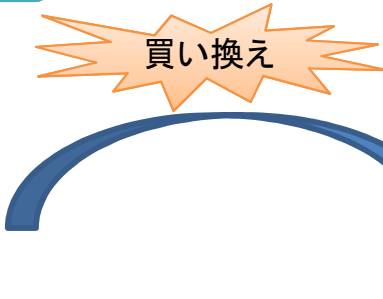
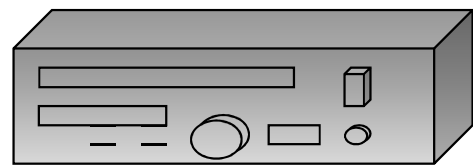
新規格への対応

- 1 機器の更新に併せて新スプリアス規格の無線設備への買い換えを促進。
- 2 フィルタを挿入して新スプリアス規格へ適合させる場合は、無線設備の変更許可を受けたあと、届出書(測定データを含む)(別紙)により確認する。
- 3 旧スプリアス規格の無線設備であっても、実力値の確認によって適合性が確認された無線設備(新スプリアス確認設備)については、平成29年12月以降の変更及び平成34年12月以降の再免許が可能。
- 4 製造業者等により新スプリアス規格への適合性を確認した無線設備と同一型式のものについては、免許人からの届出書の測定データは不要とする。

その他

- (1) 実力値の確認は、免許人が新スプリアス規格の適用を受けることを希望する時期に、免許人からの届出書(測定データを含む)(別紙)に基づいて行う。
- (2) 測定データは測定器の較正等を受けた日の属する月の翌月一日から起算して一年以内に測定されたものに限る。
- (3) 同一免許人かつ同一型式の無線設備については、使用条件が同様であることに鑑み、1台の測定データによる確認を可能とする。ただし、対象無線設備のうち、製造年月が最も古いもの又は使用期間が最も長いものを測定することとし、測定の結果、新スプリアス規格への適合性が確認できなかった場合は、その型式の無線設備全てを旧スプリアス規格の無線設備と見なすものとする。

1 機器の更新に併せた買い換え



手続

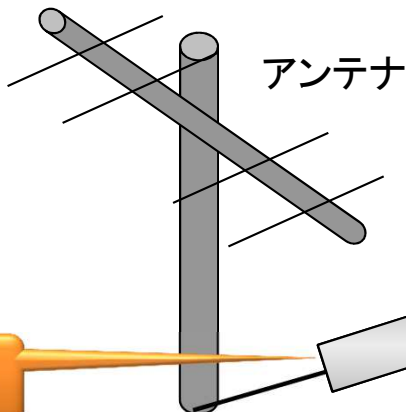
免許人が変更申請又は
変更届を総合通信局に提出

変更検査が必要な場合もある。

総合通信局で受理

2 送信機出力端子と空中線との間にフィルタを挿入

※測定器は校正されてから
1年以内のものに限る。



フィルタの挿入

無線機器

手続

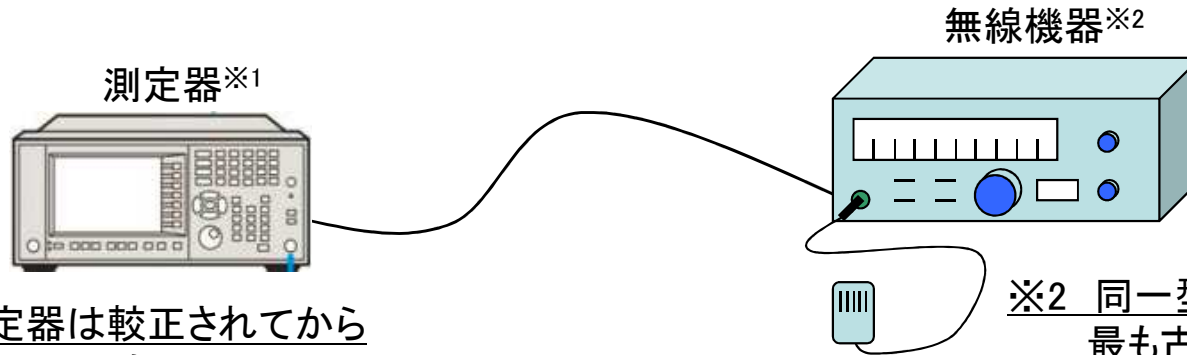
免許人が変更申請
を総合通信局に提出

総合通信局
で許可

免許人が工事完了届及び
届出書(測定データを含む)を
総合通信局に提出

総合通信局
で受理

3 実力値の測定



※1 測定器は校正されてから1年以内のものに限る。

※2 同一型式の場合は製造年月が最も古いもの又は使用期間が最も長いものの測定が必要です。

手続

免許人が登録検査等事業者やディーラー等が測定※したデータを届出書に記載し総合通信局に提出。
(同一型式の無線設備については1台の測定データで可能。)

総合通信局で受理

4 製造業者等が測定したデータの活用



スプリアス測定データの提出

※測定器は校正されてから1年以内のものに限る。



総務省
本省

HP公表



総合通信局等

窓口



免許人

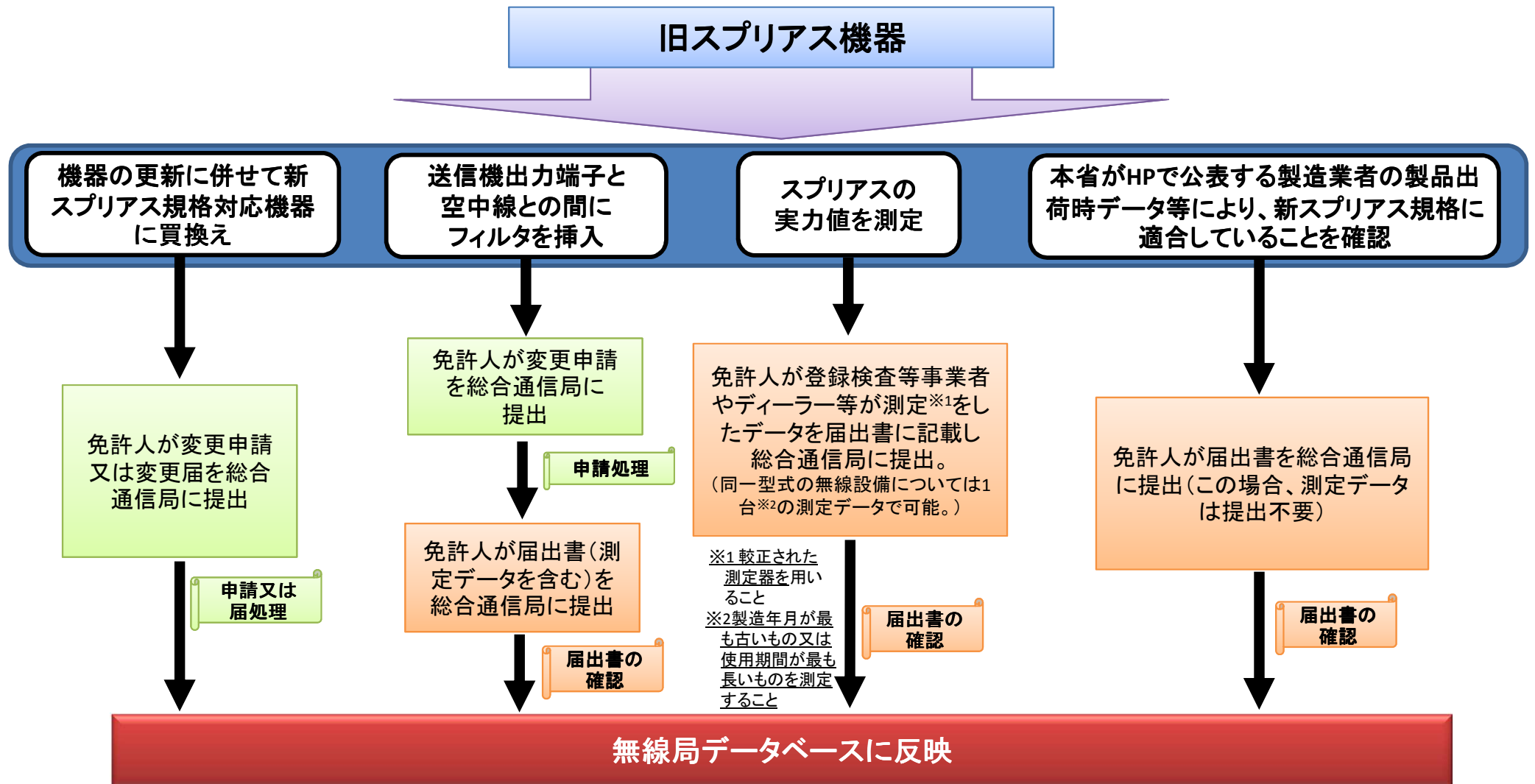
手続

免許人が総務省HPのリストを確認の上、届出書を総合通信局に提出(測定データは提出不要)

総合通信局で受理

スプリアスの測定データ(実力値)の確認

- 1 免許人は登録検査等事業者やディーラー等が測定したスプリアスの実力値の結果を総合通信局等に提出。提出時期は、免許人の任意のタイミングとする。なお、測定は較正されてから1年以内の機器を用いて行うこととする。
- 2 免許人から提出された届出書(測定データを含む)を総合通信局等において新スプリアス規格に合致することを確認する。



スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書(記入例)

付録

スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書 【記入例】

平成 27 年 10 月 20 日

総合通信局長 殿

免許人名 □□株式会社

無線設備規則の一部を改正する省令(平成 17 年総務省令第 119 号)附則第 3 条第 1 項の規定の適用を受けている無線設備について、

ア スプリアス発射及び不要発射の強度を測定した

イ 無線設備の製造業者等においてスプリアス発射及び不要発射の強度を測定したものと同一型式のものである

ので、下記のとおり現在の無線設備規則の基準に合致することを届け出ます。(ア又はイのいずれかに○)

記

(1) 対象局

	無線局の種別	免許番号	識別信号	装置番号	製造者名	型式又は名称	検定番号	技術基準適合証明番号	製造番号	製造年月
1	基地局	陸基第 9140 号	そうむかすみ	第 1 装置	××(株)	TS109A		02KN9999	R47822	1997 年 8 月
2										

周波数等			
周波数	電力(dBm)	電波の型式	占有周波数帯幅
159.09MHz	40 dBm	F3E	

一つの無線局で複数の装置や周波数がある場合は、複数行に分けて記載。

(2) 使用測定器及び測定者(イの場合にあっては記載不要。)

測定器名	製造者名	型式	製造番号	較正年月	較正機関名	備考	測定者	連絡先	備考
スペクトラムアナライザ	○○(株)	○△×25	500859	2014 年 3 月	■(株)		△△(株)	03-xxxx-xxxx	

(3) 測定結果(イの場合にあっては記載不要。)

※	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度			スプリアス領域における不要発射の強度			測定日	備考
	測定周波数	基準値	測定値	測定周波数	基準値	測定値		
1	159.10727 MHz	40 dBm	-43.9 dBm	1.15149 GHz	40 dBm	-24.70 dBm	2014 年 8 月	

※ (1) の行番号と対応させること。